

学校いじめ防止基本方針



茂原市立中の島小学校

令和7年度 学校いじめ防止基本方針

茂原市立中の島小学校

1 基本方針

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの（いじめ防止対策推進法 第2条）

(2) 基本方針

- ①学校「学校いじめ防止基本方針」の策定にあたっては、中の島小学校の教職員の意見及び児童保護者の意見を広く取り入れて決定するものとする。
- ②いじめは、人として決して許されない行為ではあるものの、いじめほどの子にもどの学校にも起こり得ることを基本的な考えとして、いじめの未然防止・早期発見・早期対応に取り組み、いじめのない学校づくりをする。
- ③言葉や暴力によるものだけではなく、インターネットを媒体とするいじめへの対応等、職員の研修を充実させ資質向上を図るとともに、家庭や地域、関係機関との連携のもとに、信頼関係の構築と人権の尊重によるいじめの撲滅を目指していく。
- ④いじめの実態及びいじめがあった際の聴取内容については、個人情報の保護を考慮しながら、積極的に情報提供をするとともに、隠蔽をすることのないようにする。
- ⑤いじめ防止に対する具体的な方策については、児童や保護者に取組の内容や成果についての意見を聴取し、効果の検証と取組の改善を図る。

(3) 内容

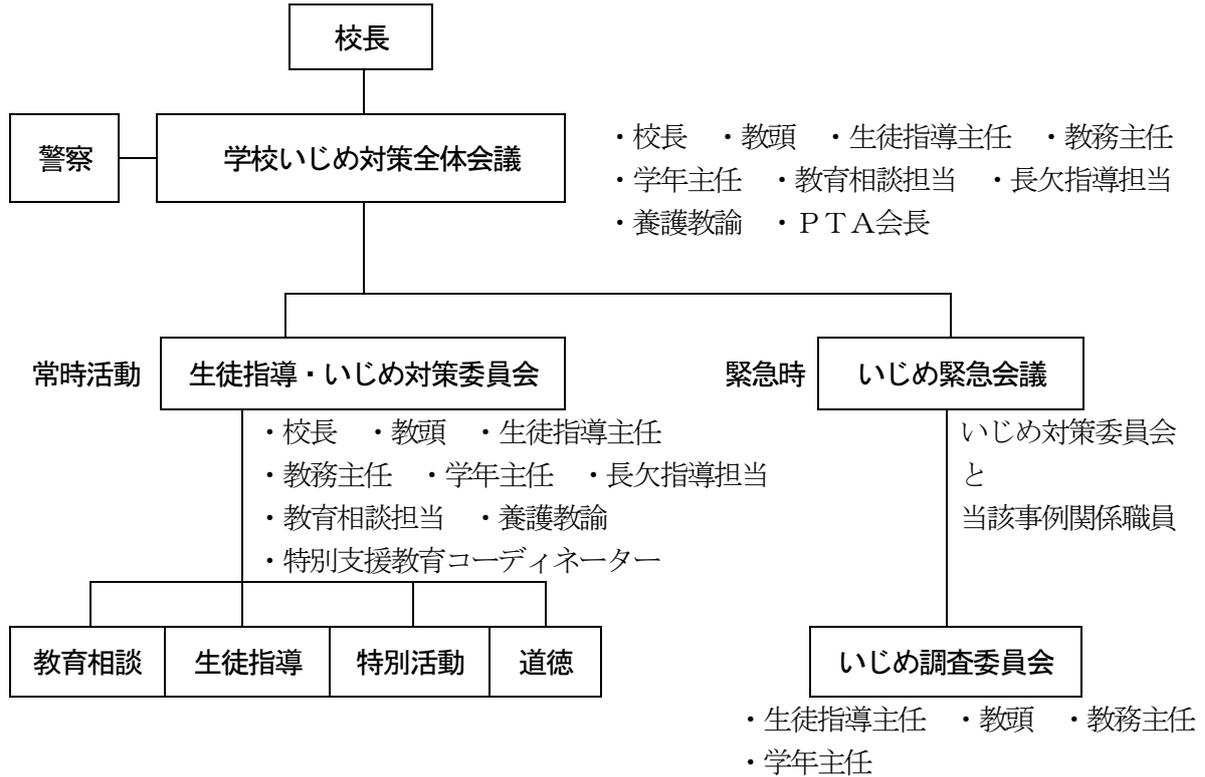
- ①いじめの防止等の対策のための組織（いじめ防止対策推進法 第22条）
- ②いじめに対する取組
 - ア 未然防止のための取組
 - イ 早期発見のための取組
 - ウ いじめへの対処
 - エ インターネットを介するいじめへの対応
- ③重大事態への対処（いじめ防止対策推進法 第28条）
- ④教育委員会、関係機関との連携

2 児童の実態（令和元～6年度）

いじめと疑われる行為のうちで多いもの

- ①冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ②ひどくぶつかられたりたたかれたり、蹴られたりする。
- ③金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ④嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑤軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする。

3 学校いじめ対策組織



4 いじめに対する取組

(1) いじめの防止のための取組

- ①児童には、いじめは絶対に許されるものではないことについての指導を徹底するとともに、人権教育の立場から、相手を尊重し認める態度を育成する。
- ②保護者や地域に対しては、ホームページで「学校いじめ防止対策基本方針」を公開するとともに、学校だよりで、いじめ防止に対する方針や取組の状況を広報する。
- ③教職員の言葉が児童を傷つけたり、いじめを助長したりすることのないように十分に配慮する。
- ④生徒指導の機能を重視したわかる授業の展開を目指す。
- ⑤道徳教育の充実を図り、道徳的実践力を養う。
- ⑥ピア・サポートの効果的な活用や特別活動の充実により、人間関係力を育成する。
- ⑦いのちを大切にするキャンペーン等、児童会活動の充実を図り、児童が主体となったいじめ撲滅の取組を支援する。
- ⑧「生徒指導・いじめ対策委員会」(以下「いじめ対策委員会」)を月1回開催し、以下の内容についての会議を行う。
 - ・各学年の状況についての情報交換
 - ・いじめ防止対策についての計画の確認
 - ・いじめ防止対策についての検証と計画の修正
- ⑨「いじめの防止啓発強化月間(4月)」において、児童の主体的な活動、教育相談体制の充実、保護者への啓発活動等の取組を行う。
- ⑩いじめが容認されることの無い学級づくりを目指す。
 - ・基本的なルールがしっかりと守られている学級。(人を傷つけることは言わない、やらない)

(2) いじめの早期発見のための取組

ア アンケート調査や面談等

- ①6月・11月・2月の年間3回、いじめに関する調査を行う。
- ②アンケート調査をもとに、担任、又は希望する教職員、スクールカウンセラーとの教育相談を行う。

③保護者との面談（7月、12月）の際には、いじめに関する内容について話をする。

イ いじめの相談や通報等

- ① 本校における相談窓口は、教頭（生徒指導主任）等とし、学校だより等で家庭への周知を図る。
- ② 「いじめゼロ宣言」を各学級に掲示し、「はなす勇氣」の啓発を行う。

ウ その他

- ①担任を中心として、日常での児童の人間関係を掌握し、教職員がいじめの芽を早期発見できるようにする。
- ②教育相談担当や養護教諭を中心に、児童がいじめに関する相談をしやすい環境を整える。
- ③校長室前に「相談箱」を設置し、いじめ等に関する相談をしやすい環境を整える。
- ④いじめを知った場合、いじめらしいと認知した場合は、学校の相談窓口に通報する旨、保護者に周知する。
- ⑤外部の相談機関や電話相談の情報を本人や保護者に周知する。

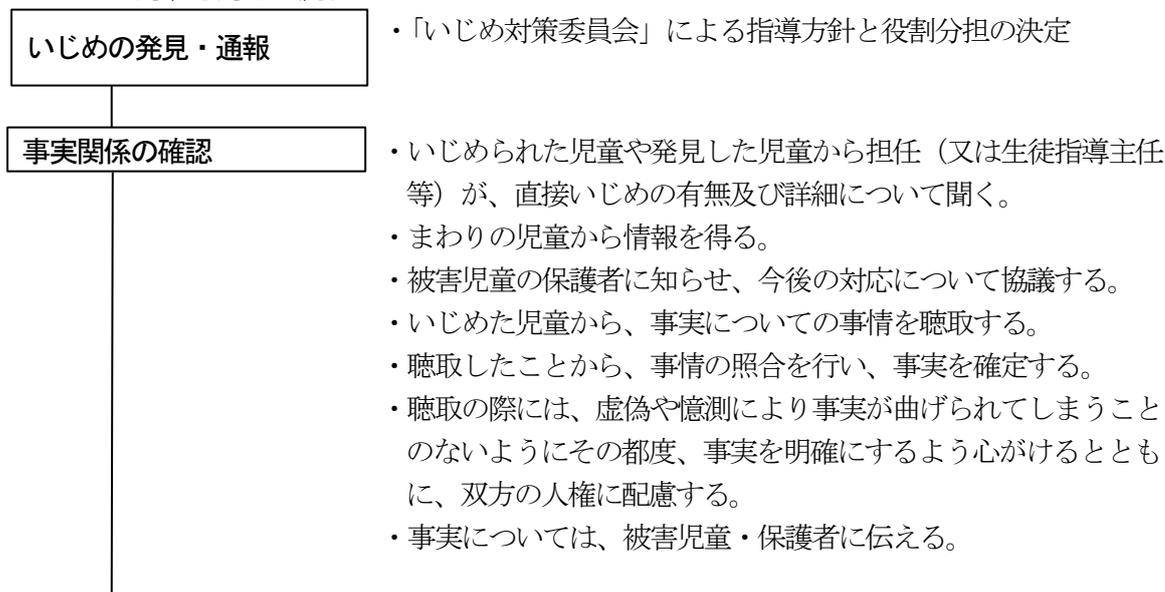
子どもと親のサポートセンター	0120-415-446	千葉県警察外房地区少年センター	0475-22-3741
24時間子供SOSダイヤル	0120-0-78310	子どもの人権110番	0120-007-110
千葉いのちの電話	043-227-3900	茂原市青少年指導センター	0475-22-4466
千葉県警察少年センター	0120-783-497	茂原市教育委員会学校教育課	0475-20-1558
東上総教育事務所相談室	0475-23-4460		

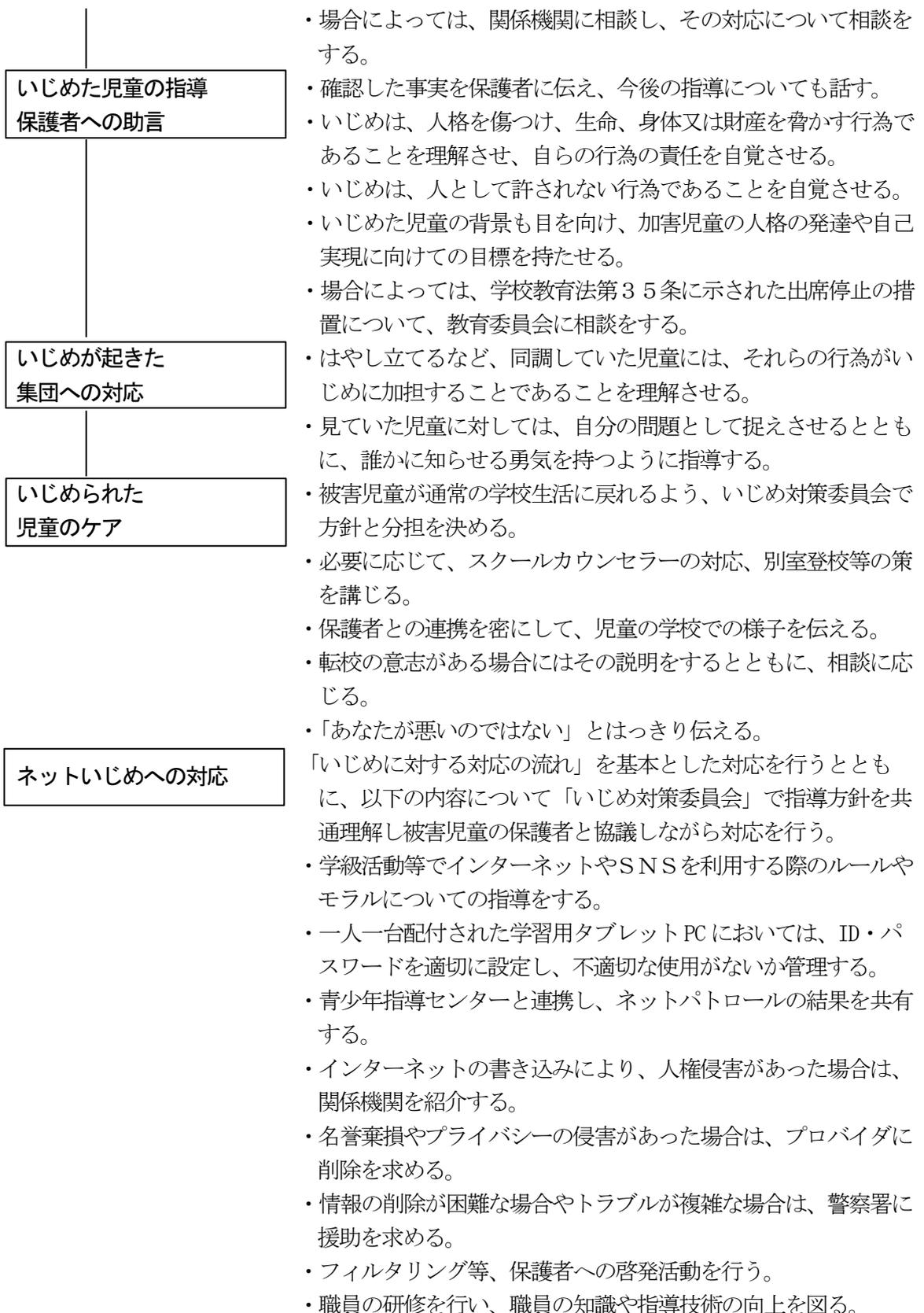
(3) いじめがあった場合の措置

ア 基本的な考え方

- ①いじめ被害児童のケアを最優先とするが、被害児童、加害児童ともに正常な学校生活を送ることができるよう、改善することを基本とする。また、子どもたちのよりよい成長と発達・ケアのために、保護者のご理解・ご協力をお願いする。
- ②いじめは被害者にも問題があるとの考えに陥らないよう、十分な注意を払う。
- ③いじめ被害者や保護者を第一に考え、被害者や情報提供者を徹底して守り抜くことを伝える。
- ④いじめへの対応は、基本的には「いじめ対策委員会」を中心とした組織である。
- ⑤所轄警察署等の関係機関との連携を密にする。
- ⑥いじめ被害者が落ち着いて学校生活を送ることができるよう、別室授業等の措置も考える。

イ いじめに対する対応の流れ





5 重大事態が発生した場合

(1) 重大事態の基準 (第28条)

- ・いじめにより、児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- ・いじめにより、児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

※児童や保護者から同様の内容での訴えがあった場合は、重大事態とする。

(2) 重大事態の報告 (第 30 条)

重大事態が発生した場合には、速やかに教育委員会に報告をする。

(3) 重大事態への対応 ※重大事態の発生については、特に詳細な記録を残す。

①連絡体制

発見者 → 担任 → 学年主任 → 生徒指導主任 → 教務 → 教頭 → 校長 → 茂原市教育委員会等

②いじめ対策組織の招集 (第 28 条)

- ・「いじめ緊急会議」を招集し、事案についての概要の把握と今後の計画を立てる。
- ・茂原市教育委員会の指示のもと、いじめ緊急会議は、「いじめ調査委員会」を招集し、いじめの実態把握を行う。なお、「いじめ調査委員会」の委員長は生徒指導主任が務める。また、調査の専門的な知識や経験を有する第三者に参加を図り、公平性を高めるためにスクールカウンセラーの参加を依頼する。さらに、状況に応じて、警察関係者の参加も依頼する。

③事実関係を明確にするための調査 (第 28 条)

- ・調査にあたっては、いじめを受けた児童及び保護者に調査の目的や内容、結果の公表の仕方について、十分に理解を得る。

ア いじめられた児童からの聞き取りが可能な場合

- 当該児童及び関係職員、関係児童から聞き取り、または、質問紙調査を行う。
- 当該児童の学校復帰が阻害されることのないように、当該児童や情報を提供してくれた児童生徒の安全を最優先にする。

イ いじめられた児童からの聞き取りが不可能な場合

- 保護者の要望や意見を十分に聴く。
- 関係職員、関係児童から聞き取り、または、質問紙調査を行う。

ウ 調査結果の情報提供

- 調査結果については、いじめられた児童及び保護者に結果の提供を行う。
- 調査結果については、茂原市教育委員会に結果の報告を行う。

④いじめた児童への指導

- ・いじめた児童への指導については、「4 (3) いじめがあった場合の措置」に準ずる。
- ・学校教育法第 35 条に示された出席停止の措置及び傷害事件での扱いも視野に入れて、警察との連携を密にする。
- ・報道や事実に関する話題の拡散により、いじめた児童の人権が侵害されることも考え、関係機関や保護者との連携を密にする。
- ・いじめられた児童との人間関係の再構築、まわりの児童との人間関係の再構築、本人の学校生活での目標設定等、いじめた児童の学校生活の充実及び自己実現に向けて、継続的に指導をしていく。

⑤いじめられた児童への指導

- ・いじめられた児童への指導については、「4 (3) いじめがあった場合の措置」に準ずる。
- ・いじめられた児童の安全と学校生活の安定を最優先に考え、学習や生活の場所、スクールカウンセラー等の相談体制、学校全体での見守り体制、登下校での見守り体制、保護者との連絡体制、関係機関との連携等、当該児童の支援体制をとる。
- ・まわりの児童による支援体制や人間関係づくりの支援等、当該児童が不安なく学校生活を送ることができる環境を整える。

6 公開、点検、評価について

(基本的な考え方)

- ・いじめ問題を隠蔽しない。
- ・学校いじめ防止基本方針が、機能しているか、定期的に点検、評価を行う。

(措置)

- ・学校だより、ホームページ等で、自校の「学校いじめ防止基本方針」を公開する。
- ・毎年度、いじめに関する統計、分析を行い、これに基づいた対応をとる。
- ・学校評価において、いじめ問題への取組について評価し、その結果を踏まえて改善し、公表する。

【年間指導計画】

月	学校行事	学校いじめ対策	その他・備考
4月	始業式 入学式 授業参観 1年生を迎える会 交通安全教室 いじめ・いじわるおいだし集会	第1回学校いじめ対策全体会議 学校いじめ防止基本方針及び組織の決定 学校ホームページへの掲載 相談窓口の周知 SOS の出し方 生徒指導・いじめ対策委員会	教科・領域等年間計画作成 異学年縦割りによる清掃（年間） 学級生活のルールづくり
5月	校外学習	生徒指導・いじめ対策委員会	教育相談日 ピア・サポート
6月	宿泊校外学習	生徒指導・いじめ対策委員会 職員研修（いじめについての研修会①） 第1回いじめ防止取組アンケート 第1回なやみ相談実態調査・面談	教育相談日 友人関係の見直し いのちを大切にするキャンペーン実施週間
7月	保護者面談	いじめ防止キャンペーン 生徒指導・いじめ対策委員会 第2回学校いじめ対策全体会議	いのちを大切にするキャンペーン実施週間 教育相談日
8月			
9月	修学旅行	生徒指導・いじめ対策委員会	教育相談日
10月	終業式・始業式 運動会	生徒指導・いじめ対策委員会	教育相談日 福祉交流大会
11月	校外学習 授業参観 ジャンピング大会	生徒指導・いじめ対策委員会 第2回いじめ防止取組アンケート 第2回なやみ相談実態調査・面談 いじめ防止キャンペーン	教育相談週間
12月	校外学習 保護者面談	生徒指導・いじめ対策委員会 第3回学校いじめ対策全体会議	教育相談日
1月	学校開放 児童会引継ぎ式	生徒指導・いじめ対策委員会	教育相談日 ネット安全教室
2月	入学説明会 県標準学力検査 学校評価	生徒指導・いじめ対策委員会 第3回いじめ防止取組アンケート 職員研修（いじめについての研修会②）	教育相談日 薬物乱用防止教室
3月	卒業を祝う会 卒業式 修了式	生徒指導・いじめ対策委員会 第4回学校いじめ対策全体会議	教育相談日

